

平成27年度公益財団法人日本障がい者スポーツ協会公認

初級障がい者スポーツ指導員養成講習会要項

1. 目的
主として身近な障がい者を対象として、障がい者の障がい内容に基づいた活動上の健康や安全管理を重視し、スポーツの喜びや楽しさを理解し、体験の機会を提供する目的で障がい者スポーツ指導者を養成する。また鳥取県における障がい者スポーツ振興を目指す。
2. 主催
鳥取県
一般社団法人鳥取県障がい者スポーツ協会
3. 後援
(公財)日本障がい者スポーツ協会 鳥取県教育委員会 (公財)鳥取県体育協会 (社福)鳥取県社会福祉協議会
(社福)鳥取県身体障害者福祉協会 (一社)鳥取県手をつなぐ育成会 鳥取県精神保健福祉協会
4. 協力
鳥取県障がい者スポーツ指導者協議会
5. 日時 平成27年8月1日(土) 8:30~19:15
平成27年8月2日(日) 8:30~18:50
6. 会場 鳥取県立倉吉体育文化会館
倉吉市山根529-2 電話(0858)26-4441
7. 研修内容
別紙日程表参照
8. 受講対象者
県内に居住する平成27年4月1日現在、18歳以上の者で障がい者スポーツに理解があり、資格取得後は障がい者スポーツの振興に協力できる者
9. 定員
30名(応募多数の場合は、抽選となります。)
10. 受講料
参加費(テキスト代・保険料含む)5,000円
11. 申込方法
別紙の申込用紙に必要事項を記入の上、下記に申し込むこと
募集期間 平成27年6月1日(月) ~ 平成27年7月3日(金) 必着
※受講決定については、7月21日(火)までに通知する。
12. 登録
(1) 全課程を修了した者に修了証を交付する。
(2) (公財)日本障がい者スポーツ協会公認障がい者スポーツ指導員(初級)の登録希望者は、講習最終日に登録費用と印鑑を持参すること。
登録費用 初回 9,300円(申請・認定料5,500円、年会費3,800円)
次年度以降3,800円(年会費のみ)(毎年更新)
(3) 初年度登録は、資格認定日から平成28年3月31日までの登録となります。
13. その他
(1) 受講者は、運動に適する衣服・室内シューズ等を持参すること。
(2) 期間中の昼食を注文される方は、申込用紙にご記入下さい。
(3) 宿泊の必要な方は、各自で手配願います。
(4) 指導員の活動内容
① 障がい者スポーツ協会との連携による派遣支援(地域によるスポーツ指導、選手支援、大会引率等)
② 障がい者スポーツ協会事業の協力(障がい者スポーツ大会役員、車いすマラソン役員、スポーツ教室指導等)
③ 障がい者スポーツ指導者協議会の活動
14. 申込み・問い合わせ先
一般社団法人鳥取県障がい者スポーツ協会
〒680-0846 鳥取県鳥取市扇町21 県民ふれあい会館 3F
電話(0857)50-1071 FAX(0857)50-1074
E-mail torikensyospo@torikensyo.jp

受講申込書

※印は必須

講習会名	平成27年度公益財団法人日本障がい者スポーツ協会公認初級障がい者スポーツ指導員養成講習会			
ふりがな		性別	生年月日	年齢
※氏名		男・女	年 月 日生	歳
※連絡先	〒 - TEL () - FAX () - E-mail (PC ・ 携帯) 携帯 () -			
※勤務先名称				

障がいの有無	有 ・ 無	障がいの等級	種 級
障がいの種類	該当を○で囲んで下さい。 肢体 視覚 聴覚 内部 知的 精神 その他		
使用補装具	受講時に使用する補装具をご記入下さい。(例：車椅子、電動車椅子、両松葉杖等)		
手話通訳	要		不要
点字・拡大	要 (点字 ・ 拡大)		不要

弁当の要否	8月1日(土)	8月2日(日)
(必要な日の欄に○を記入して下さい)		

備考	*参加理由、問い合わせ等ありましたら記入して下さい。
----	----------------------------

注)・学生の方は学校名を勤務先の欄に記入してください。

- ・昼弁当は、1食650円程度です。(受付時集金します)
- ・受講者名簿を作成します。勤務先名、学校名(ない場合は、連絡先)、住所を記載して下さい。上記の個人情報、本講習会及び障がい者スポーツ活動への案内に関する目的のみに使用させていただきます。
- ・講習会の様子の写真を当協会ホームページ、広報紙に掲載する予定ですのでご了解願います。

平成27年度公益財団法人日本障がい者スポーツ協会公認
初級障がい者スポーツ指導員養成講習会日程表（案）

期 日	8月1日(土)	8月2日(日)
時間/場所	倉吉体育文化会館	倉吉体育文化会館
8:30	受 付 8:15～8:30	
	開講式 8:30～8:40	
9:00	講義1 「障がい者の理解とスポーツ」 (知的障がい) 8:45～10:45(2時間)	講義6 「障がい者福祉政策と障がい者 スポーツ」 8:30～10:30(2時間)
10:00		休 憩
11:00	講義2 「障がい者の理解とスポーツ」 (精神障がい) 10:55～11:55(1時間)	講義7 「障がい者の理解とスポーツ」 (身体障がい) 10:40～12:40(2時間)
12:00	昼食、休憩 11:55～12:45	
13:00	実技1 「障がいに応じたスポーツの 工夫、実施」 ふうせんバレーボール等 12:45～14:45(2時間)	昼食、休憩 12:40～13:30
14:00		実技2 「障がい者との交流」 車いすバスケットボール他 13:30～15:30(2時間)
15:00	講義3 「全国障害者スポーツ大会の 概要」 14:55～15:55(1時間)	休 憩
16:00	休 憩	講義8 「ボランティア論」 15:40～17:40(2時間)
17:00	講義4 「安全管理」 16:05～17:05(1時間)	
18:00	講義5 「障がい者スポーツの意義と 理念」 17:15～19:15(2時間)	休 憩
19:00		講義9 「(公財)日本障がい者スポーツ 協会公認障がい者スポーツ 指導者制度」 17:50～18:50(1時間)

初級障がい者スポーツ指導員とは？

主として身近な障がい者を対象とする18歳以上の指導者で、障がい者のスポーツ支援や指導に関心と意欲を持っており、そのための基礎的な技術と知識を身につけている指導者。高度な障がい者のスポーツ指導者よりも障がい者の障がい内容を理解し、施設や地域における活動に指導者や支援者として携わり健康や安全管理を重視し、障がい者にスポーツの喜びや楽しさを理解してもらうよう指導・支援できる指導者。特に初心者にスポーツとの出会いの機会を提供する最も重要な役割を担っている。また、地域における各種競技大会の運営に協力し、障がい者スポーツ振興に寄与することを目的とする。

(ぎょうせい発行 障がい者スポーツ指導教本 初級・中級より抜粋 一部変更)



障がい者スポーツに興味をお持ちの方、学校や施設でのスポーツ・レクリエーション指導におけるスキルアップをお考えの方、初級障がい者スポーツ指導員を取得してみられませんか？皆様の積極的な講習会へのお申込みをお待ちしております！！

【昨年の初級障がい者スポーツ指導員養成講習会の様子】



ふうせんバレーボールの体験



フライングディスクの体験



車椅子バスケットボール体験



ボランティア論の講義